愛知県プラスチックリサイクル協同組合ユース会　会則

（目的）

第１条　この会は愛知県プラスチックリサイクル協同組合に所属する任意の会であり、次世代の経営を担う者を中心に会員相互の交流、情報交換、教育を目的とし、さらに業界の地位の向上を目指し、各事業所の発展に寄与する。

（名称）

第２条　この会は愛知県プラスチックリサイクル協同組合ユース会という。

（事業）

第３条　事業並びに活動

１．総会の開催

２．事業推進事業の開催

３．会員交流事業の開催

４．教育事業の開催

５．愛知県プラスチックリサイクル協同組合への協力

６．その他の事業

（原則）

第４条　年に一度必ず愛知県プラスチックリサイクル協同組合へ事業・会計の報告をする。

（事務所の所在地）

第５条　事務を担当する者の会社内に置く。

（入会資格）

第６条　満５０歳以下で原則的に愛知県プラスチックリサイクル協同組合に属している会社の経営に携わっている者並びに今後予定の者。

（会員種類）

第７条　正会員　：満５０歳以下の者

特別会員：正会員を経た満５１歳から満６０歳の者

（退会）
第８条　下記の条件により幹事会の承認をへて退会とする。
１．満６１歳になった者
２．年会費未納の者
３．任意で退会したい者

（除名）
第９条　会の名誉を著しく傷つけた者は幹事会の承認後、総会の３分の２以上の議決により決定する。
（会期）
第１０条４月１日より３月３１日の１年をもって会期とする。

（年会費）
第１０条　会費は２０,０００円とする。

（年会費の徴収）
第１１条　毎会期前３月１日より３月３１日までに指定された口座に振り込む。但し、振込手数料は振り込む者の負担とする。

（その他の会費）
第１２条　都度事前に告知し当日徴収する。

（役員の定数）
第１３条　この会には次の役員を置く。
１．幹事　　３～６名
２．監査　　１～２名
３．顧問　　必要に応じ置く事ができる。
４．外部幹事　必要に応じ置く事ができる。但し議決権は有しない。.
イ．幹事のうち１名は幹事の互選により代表となる。
ロ．代表はこの会を代表する。

（役員の任期）
第１４条　役員の任期は１年とする。但し事情により役員を継続できない者がある場合は、幹事会の承認をへて速やかに補欠の役員を置く。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
２．役員は再任されることができる。

３．代表の任期は幹事として在任する期間とする。

（役員の選任）

第１５条　役員は幹事会にて選任し、幹事会の３分の２以上の同意を得て決定し、代表が委嘱する。

２．監査、顧問、外部幹事も１項に同じ

（幹事会）

第１６条　この会の事業の決定は幹事をもって組織する幹事会によって行う。

２．幹事会は、代表がこれを招集する。

３．代表は３分の２以上の幹事又は監査よりすべき事項を示して幹事会の招集を請求された場合は速やかに幹事会を開催しなければならない。

４．幹事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

５．幹事会は３分の２以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

（代表の職務の代理）

第１７条　代表に事故のあるとき又は欠けたときは、代表があらかじめ指名する他の幹事が、順次に代表の職務を代理する。

（監査）

第１８条　監査は会の業務、会計について監査しなければならない。

２．監査は毎年決算の月に監査報告書を作成し、幹事会、総会へ報告するものとする。

（総会）

第１９条　年１回事業報告並びに決算報告の為、総会を開催しなければならない。

２．総会は出席者と委任状数を合わせた数が過半数を超えなければ開催できない。

３．幹事会が特に重要としている議案があれば上程することができる。

（解散）

第２０条　幹事会にて解散をする事由を明確にし､総会の３分の２以上の議決をもって行う。

（会則の変更）

第２１条　幹事会の承認をへて総会の３分の２以上の議決をもって行う。

会則は平成２５年６月７日より施行する。

愛知県プラスチックリサイクル協同組合　ユース会
慶弔規程

（目的）

第１条　この規程は、愛知県プラスチックリサイクル協同組合ユース会（以下「本会」という。）会員及びその家族に係る慶弔、災厄等に対し贈与する祝金、見舞金、弔慰金又は供花等に関し必要な事項を規定する。

（対象）

第２条　次の各号の一つに該当したときは、それぞれの祝金、見舞金、弔慰金又は供花等を贈与する。

（１）　結婚祝い　　会員本人が結婚したとき

（２）　傷病見舞い　会員本人が１０日以上入院したとき

（３）　弔慰　　会員本人、会員の配偶者、会員の子、会員の両親が死亡したとき

（支給額）

第３条

（１）結婚祝い　　１０，０００円

（２）傷病見舞い　　１０，０００円

（３）弔慰　　香典１０，０００円　供花一対

（特別な事情）

第４条

各号が何らかの事情で著しく期日が超過した場合は支払われない事がある。

この規程は平成２２年１０月６日より施行する。

愛知県プラスチックリサイクル協同組合ユース会

総会規程

第１条　この規程は会則第１９条にもとづき、総会の取扱について定める。

第２条　総会は、原則として年一回代表が召集し、本会の諸事項に関する決議機関である。議事は代表が議長を務め、代表に事故ある場合は幹事の中からも代行できる。

第３条　総会に出席し議決権を行使できる資格

１．正会員

２．特別会員

第４条　総会成立の条件

会員の二分の一（委任状を含む）以上の出席を必要とする。

第５条　議題の可決

三分の二以上の賛成を要する議題

１．会則の変更

２．解散

３．除名

二分の一以上の賛成を要する議題

１．会則の変更、解散、除名を除く議題

第６条　議長の投票権

議長の投票は、議決の数が同数並びに賛否の条件数に満たない場合、行使することができる。

第７条　委任状提出の義務

総会に出席できない会員は委任者を記載し委任状を必ず期限までに提出しなければならない。

１．委任者の記載のないものは代表を委任者とする。

規程は平成２２年２月７日より施行する。

幹事会慣例ルール

＜開催要件＞

① 代表が必ず出席の事。
但し代表が万が一欠席の場合は、監査が出席される事を要件として
幹事の一人が代表代行として会議を開催出来る。

② 監査が欠席されても会議は開催出来る。

③ 幹事は必ず出席の事。
但し幹事が万が一欠席の場合は、事前に自分のグループ内より代理の者を原則出席させる事

＜注意要件＞

④ 出欠の変更は前日の正午までとする。

⑤ 該当の時間までに連絡無く欠席した場合は、後日費用を徴収させていただきますのでご注意下さい。

平成２３年１月１９日